

番号 令和 6 年度()第 号				仕 様 書											
件 名		タブレット端末通信環境整備													
場 所		名張市 鴻之台1番町1番地 地内													
金 額		一金(月額) 円(税抜)					調 査		令和 6 年 5 月 13 日						
		一金(総額) 円(税抜)					設 計		令和 6 年 5 月 27 日						
期 間		令和6年9月1日 から 令和9年8月31日 まで【長期継続契約(36ヶ月)】					積 算			検 算			確 認		
概 要							施 行 理 由								
【長期継続契約】 ・タブレット端末(リース) iPad(第9世代または第10世代)Wi-Fi+Cellularモデル 64GB以上 25台 新品 ・通信プラン 3GB以上定額プラン															

タブレット端末通信環境整備

符号	名称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
タブレット端末通信環境整備							
(月額計算)							
1	通信料等						
	通信料	3GB以上定額プラン	式	25			
	タブレット端末(リース)	iPad 第9世代または第10世代 Wi-Fi+Cellularモデル 64GB以上 新品	式	25			
	月額合計						
(合計)							
	総支払い額		ヶ月	36			
	合計						

※ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、消費税及び地方消費税は別途

仕様書

1. 件名

タブレット端末通信環境整備

2. 履行期間

端末納入期限：令和 6 年 7 月 31 日

データ通信利用期間（試用期間）：令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

データ通信利用期間：令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで（36 ヶ月契約）

3. 内容

タブレット端末による通信サービス利用契約

（1）タブレット端末

iPad（第 9 世代または第 10 世代）Wi-Fi+Cellular モデル 64GB 以上(色不問)25 台 リース

（2）通信プラン

データ通信サービスは 3GB 以上の定額プランとする。

（3）納品日及び運用

令和 6 年 7 月 31 日までに新品の端末を納品し、なおかつデータ通信が可能な状態とすること。

ただし、令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までは試用期間とし、代金は発生しないものとする。

（4）納品場所

名張市 鴻之台 1 番町 1 番地 地内（名張市議会事務局）

4. 契約代金

契約代金には通信料のほか、端末代金を含む。なお、契約期間終了後に端末は無償譲渡を行うものとする。ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を請求するときは、総務大臣の認可を受けた金額により、契約代金に加算して請求するものとする。

支払いは、令和 6 年 9 月分から月払いとし、受注者からの請求書による請求に基づき 30 日以内に支払うものとする。なお、請求書は利用月の翌月 10 日までに提出すること。

5. その他

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、発注者は当該契約を変更または解除することができる。

この仕様書に記載のない事項または疑義のある事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。